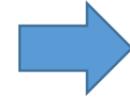


柴田町公共施設個別施設計画に関する進捗状況について

(1) 柴田町公共施設個別施設計画の対象施設

①令和元年12月 個別施設計画策定時

項目	対象施設数・棟数・面積
対象施設数	122施設
対象施設の棟数	207棟
対象施設の総面積	53,405.47㎡



②令和6年3月31日現在

項目	対象施設数・棟数・面積	備考	施設増減	棟数増減
対象施設数	121施設	①庁舎駐車場改修時に車庫等解体 ②第10区集会所解体	施設1減	棟数2減
対象施設の棟数	203棟			棟数1減
対象施設の総面積	52,679.98㎡	③剣水消防ポンプ自動車格納庫1棟追加	施設1減	棟数1増
		④西住児童館解体（機能は移転）		棟数1減
		⑤旧羽山児童館解体	施設1増	棟数2減
		⑥槻木放課後児童クラブ新設		棟数1増

(2) 各施設の取り組み状況

令和6年3月31日現在

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等	
			10年以内	40年以内	左記補足事項			
新設	個別施設計画	総合体育館	PFI/DBO・DB方式を検討する。	○		令和6年度に新設。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に整備事業者を選定し、事業契約を締結した。 今後、建設に向けてモニタリングを実施する。 	令和6年10月末完成、同年12月供用開始。
		図書館	PFI/DBO方式を検討。船岡公民館との複合施設とする。	○		令和8年度以降に新設。	<ul style="list-style-type: none"> 新図書館建設予定地として、令和3年度までに2筆、合計5,265.10㎡の用地を取得済み。 建設手法については、官民連携手法の導入の可能性について検討中。 国補助金を活用するため、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業に図書館建設を盛り込む。 令和6年2月 柴田町新図書館基本構想の策定・公表。 図書館と船岡公民館との複合施設化は国の補助対象事業として認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館建設基金の確保。 住民や職員による図書館整備ワークショップの開催。 都市再生整備計画、都市構造再編集中支援事業における基幹事業として認められた。 柴田町新図書館基本計画・基本設計・実施設計の策定（令和6年度～令和7年度）。
更新	〔R1〕 〔R40〕 学校等施設の個別計画 ※うち整備計画は5年	学校給食センター	PFI/DBO方式または民設民営を検討。施設は移転し、旧センターは除却する。	○		令和6年度以降に新設。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に現施設の調理室の床改修工事が完成。 建設候補地の選定と不動産鑑定を実施。 <p>現在、用地取得交渉を継続してきたが、売買金額に開きが大きく折り合いがつかないため、現在交渉を中断している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センター建設基金の確保。 用途地域やスペースの関係で、現地での建替は不可能である。 給食センター移転後の跡地利用・処分等について検討が必要となる。 用地取得交渉がまとまらなければ、改めて建設候補地を選定する。

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等	
			10年以内	40年以内	左記補足事項			
更新	〔R3〕 〔R12〕 公営住宅等長寿命化計画	並松町営住宅 神山前町営住宅	老朽化に伴う更新。並松住宅と神山前住宅を集約し再配置を検討。旧施設は除却する。	○		(1)令和元年～2年度 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に盛り込む。	● 令和4年5月に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定・公表。	● 並松、神山前両町営住宅の入居状況を考慮したうえで整備戸数を決定する。 ● 居住誘導区域内での建設を計画していく。
						(2)令和3年度 都市構造再編集中支援事業に盛り込み、採択されれば令和4年度以降に実施。	● 令和4年度における都市構造再編集中支援事業の対象外となったため、事業手法について再検討する。 ● 令和5年7月 移転先意向確認の実施。	● 財源の確保。 ● 旧住宅の解体についても同時に検討する必要がある。 ● 移転先意向確認の結果、並松町営住宅の移転希望者は27世帯中4世帯だった。
改修	個別施設計画	役場庁舎	施設老朽化に伴い耐震化、照明・空調・その他設備の改修を実施。	○		令和2年度までの緊急防災減災事業債を活用。	● 令和4年3月に庁舎の耐震補強等工事完成。 ● 車庫棟は耐用年数が過ぎており、また、耐震化もされていないため、建替等について検討する。	● 庁舎について改修完了。 ● 財源の確保。
		保健センター	役場庁舎改修に伴い照明・空調・その他設備の改修を実施。	○		令和3年度までの公共施設等適正管理推進事業債を活用。	● 令和4年3月に改修工事完成。	● 完了
		船岡駅コミュニティプラザ	新たに給排水施設を整備し、観光交流情報発信拠点に用途を変更する。	○		都市構造再編集中支援事業に盛り込み、採決されれば令和5年度以降に実施。	● 令和2年度にインバウンド等に対応するため洋式便器の整備や機能向上を図る改修を実施。 ● 観光交流情報発信拠点として整備。 ● 新たに給排水施設等を整備し、これまでの利用形態に加えて観光交流情報発信拠点としての機能強化を図る。 ● 令和6年度に実施設計委託を予定。	● 都市構造再編集中支援事業における基幹事業として認められた。 ● 改札業務を含めた業務委託について検討する必要がある。 ● JRとの調整を要する。
		槻木駅コミュニティプラザ	利便性の向上を目指すため、給排水施設等を整備し、利用促進を図る。	○		改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。	● 令和2年度にインバウンド等に対応するため洋式便器の整備や機能向上を図る改修を実施。 ● 令和5年度に照明器具のLED化工事が完了。	● 改めて施設利用計画について検討する必要がある。 ● 公衆無線LAN整備の検討も必要。 ● 経年劣化による、外装の改修が必要となる。 ● 改札業務を含めた業務委託について検討する必要がある。 ● JRとの調整を要する。
		地域福祉センター	空調設備の劣化が著しいため、改修を実施。	○		令和3年度までの公共施設等適正管理推進事業債を活用。	● 令和2年度に空調設備改修工事が完成。 ● 令和3、4年度にトイレの改修工事が完成。	● 完了 ● 照明器具の整備(LED化)が必要。 ● 現在、まごころホームについては、会議室や多目的ホールとして活用している。
		船岡体育館	総合体育館建設後、住民、利用者の意向確認を行い、武道館等、他の用途に転用。当面は長寿命化で対応。	○		令和6年度の総合体育館完成後、住民、利用者等の意向確認。	● 総合体育館建設後、改めて船岡体育館のあり方について検討する。	● 屋根を主とした大規模改修を実施する必要がある。 ● 船岡体育館は、避難所としての機能を合わせ持つ。

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等	
			10年以内	40年以内	左記補足事項			
改修	個別施設計画	西住公民館	西住児童館との複合施設とするための改修を実施。	○		西住児童館の老朽化に伴い、機能を集約した複合施設として改修する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に関係課間での調整会議を開始。 令和5年3月に西住児童館を集約するための改修工事及び照明器具のLED化工事が完成。 	● 完了
		太陽の村	太陽の家旧館宿泊棟(Ⅱ号館)、バーベキューハウスの施設を改修し、キッズバイク・木育関連の新たな用途に変更し、利便性の向上と利用者の増を目指す。	○		令和元年度に実施。老朽化した旧館宿泊棟(Ⅱ号館)の水回り(WC、洗面等)をキッズバイクパーク整備事業により改修する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 改修工事完成。 	● 完了
			太陽の家旧館研修棟(Ⅰ号館)は、平成28年度に1階(らぼるの森)を先行して改修、引き続き2階・屋上部分の改修を行う。	○		令和2年度以降に実施。老朽化した旧館研修棟(Ⅰ号館)の内装、屋上防水、水回り(WC他)等を改修する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 2階WCについては改修工事完成。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧館屋上防水及び2階部分の内装の改修が必要となる。 新館の経年劣化に伴う更新、改修も必要となる。
		地域活動支援センターもみのき	建物周辺の不等沈下がある。沈下対策ができれば現状のまま利用し、施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		建物周辺の不等沈下の状況が今後どうなるかによって実施時期を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> しらすぎとの複合化は、対象者や地域性から実現は困難。 建物周辺の不等沈下のため、令和4年度に段差解消工事を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の取り組み方針の再検討が必要。 建物周辺は不等沈下になりやすい。
		(仮称)船岡児童館及び船岡放課後児童クラブ(旧第一幼稚園)	第一幼稚園の閉園に伴い、施設は、(仮称)船岡児童館及び船岡放課後児童クラブに転用。	○		令和5年度末に第一幼稚園閉園後、(仮称)船岡児童館及び船岡放課後児童クラブを令和7年4月に開所するため、令和6年度中にトイレなどの改修を主とした整備工事を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の船岡小学校内の放課後児童クラブと合わせて、定員を100名から140名に増員予定。また、これまで船岡小学校区になかった児童館の機能も持たせる。未就学児を対象とした子育て支援事業の機能については、民間事業者が実施しているため、設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が未就学児の仕様となっているため、令和6年度に就学児用に改修する。 施設整備にあたっては、子ども・子育て支援施設整備交付金を活用。(国 2/3、県 1/6、町 1/6)
		総合運動場	施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		令和10年度～11年度で長寿命化改修(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8・9年度で今後の改修内容について検討する。 ナイター設備について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> アステムチャレンジスタジアム及び多目的グラウンドのナイター照明の生産終了に伴い、照明器具の整備(LED化)が必要となる。
		しばたの郷土館	施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		令和11年度～12年度で長寿命化改修(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと文化伝承館に屋内子ども遊び場及びまちづくり推進センター「ゆるぶら」の機能移転を図る。 伊達政宗騎馬像と小室達の展示コーナーの設置。 産業展示館を喫茶休憩スペースとして活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画、都市構造再編集中支援事業における提案事業として認められた。 ふるさと文化伝承館に公民館機能も合わせ持つまちづくり推進センターを設置する場合には、教育委員会から町長部局への所管替えが必要となる。 しばたの郷土館条例の改正が必要となる。
		農村環境改善センター	施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		長寿命化に向けた改修工事の検討	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化に向けた改修工事の実施時期を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に向けた改修工事を検討する必要がある。
		車両センター	施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		令和10年度～11年度で長寿命化改修(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に浄化槽及び車庫シャッターの修繕を実施済み。 直営による簡易的な修繕を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内照明のLED化を図る必要がある。
船岡駅南自転車駐車場	施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		令和8年度～9年度で長寿命化改修(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に階段の修繕を実施済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内照明のLED化を図る必要がある。 		

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等
			10年以内	40年以内	左記補足事項		
改修	〔R1〕 学校等施設の個別計画 〔R40〕 ※うち整備計画は5年	東船岡小学校	○		令和元年～2年度で実施。	● 校舎及び体育館（大規模改造）R2.12 完成。	● 完了
		西住小学校				● プール（耐震補強）R3.3 完成。	
		柴田小学校				● 校舎（大規模改造）、プール（耐震補強）、体育館（大規模改造）全て R3.3 完成。	
		船迫中学校				● 校舎（大規模改造）R3.3 完成。	
		船岡中学校				● 校舎（大規模改造）、体育館（大規模改造）R3.3 完成。	
		榎木中学校				● 武道場（大規模改造）R4.1 完成	
	第一幼稚園	需要減少に伴い、他の児童福祉施設に転用。	○		令和元年10月1日以降の幼保無償化に伴う定員の動向や令和2年度の申込状況を確認したうえで検討。	● 令和4年度児童の募集を最後とする。 ● 閉園に関する保護者理解は得られている。 ● 令和6年3月31日に閉園 ● 令和7年4月に(仮称)船岡児童館及び船岡放課後児童クラブを開所予定。	● 完了
〔R3〕 公営住宅等長寿命化計画 〔R12〕	山下町営住宅	公営住宅長寿命化計画に基づき外壁改修。	○		令和2年度で実施。	● 令和4年度に外壁ほか改修工事に着手。 ● 令和4年12月に改修工事が完了。	● 完了
〔毎年度更新〕 橋梁長寿命化修繕計画	さくら歩道橋	全体的に劣化が進み、そのまま放置すれば通行人に危険を及ぼす可能性が高まるので早期に改修する。	○		補助事業での実施の可能性を県と調整中。	● 令和3年度に橋梁補修工事に着手。 ● 令和4年度に橋梁補修工事が完了。	● 完了
移転	個別施設計画	西住児童館	○		西住児童館の利用動向や施設の現状点検を踏まえ、長寿命化の可能性を検討するとともに、西住公民館への移転・集約を検討する。	● 令和3年度に関係課間での調整会議を開始。 ● 令和5年3月に西住公民館の一部改修工事が完成し、令和5年4月に移転。 ● 令和5年度に旧児童館の建物を解体した。	● 放課後児童クラブの登録児童と自由来館児童との交錯が無いよう配慮を要する。 ● 放課後児童クラブの利用者増への対応。

施設の方針	施設名		取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等
				10年以内	40年以内	左記補足事項		
移転	個別施設計画	船岡公民館	図書館または郷土館との複合化。移転後、旧施設は除却。	○		令和8年度以降の図書館建設に合わせて検討。当面は随時の維持補修で対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館建設の目途が立つまでは随時の維持補修で対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和11・12年度における柴田消防署移転新築用地候補地として検討している。 ● 子どもの心のケアハウスの移転先を検討。 ● 船岡公民館機能を新たなまちづくり推進センターに統合することを検討する必要がある。 ● スtockヤードの移転先の検討が必要となる。 ● 柴田町公民館条例の改正が必要となる。
		槻木事務所	槻木事務所の老朽化に伴い他施設への機能移転を検討。旧施設は除却。	○		槻木事務所の現状点検結果を踏まえ、移転先施設との調整を図ったうえで移転時期を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度中に槻木生涯学習センターに各種証明発行機能を移転し、令和5年4月から柴田町サービスセンターとしての運用を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転後の老朽化施設の取り壊し費用の確保が必要となる。
民営化 指定管理 業務委託	個別施設計画	むつみ学園	令和元年度は運営委託、令和3年度に工事着手し令和4年度から児童発達支援センター事業所として民営化。	○		令和4年度から民間事業所による児童発達支援センターとして運営開始。	<ul style="list-style-type: none"> ● 角田市、柴田町、大河原町、村田町、蔵王町の1市4町で現在、今後のあり方について検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数が年々減少している。
		保育所	幼保無償化に伴い、1施設を民営化。	○		幼保無償化の動向を注視しながら1施設を10年以内に民間事業所による運営に移行。	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年11月に柴田町立保育所民営化推進本部が発足。 ● 子ども子育て会議において、民営化を含め、今後のあり方について検討した。 ● 令和6年5月27日槻木保育所民営化ガイドラインに基づく槻木保育所の民営化個別計画を公表した。 ● 槻木保育所を民営化した後に、西船迫保育所の民営化に取り組む。 ● 船岡保育所は引き続き町で運営。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設を現状有姿で譲渡することは困難。 ● 運営事業者の募集が必要となる。
		児童館	運営の効率化と利便性の向上を目指し、社会福祉法人などへ指定管理を検討。	○		社会福祉法人やNPO等運営母体との調整後に指定管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人やNPO等、運営母体との調整を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営母体の選定。 ● 保護者の理解を得る必要がある。
		放課後児童クラブ	運営の効率化と利便性の向上を目指し、社会福祉法人などへ業務委託を検討。	○		社会福祉法人やNPO等運営母体との調整後に業務委託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人やNPO等、運営母体との調整を検討する。 ● 現在は民間事業者による運営事例も多くなっている。 ● 令和4年度に槻木放課後児童クラブ建設。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営母体の選定 ● 保護者の理解を得る必要がある。

施設の方針	施設名		取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等
				10年以内	40年以内	左記補足事項		
民営化 指定管理 業務委託	個別施設計画	生涯学習センター		○			<ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月会議において公民館条例の一部を改正済み。 省エネ最適化診断を実施（R4 槻木生涯学習センター、R5 船迫生涯学習センター）。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理に向けて公募基準の作成が必要。 指定管理することについての住民の理解を得る必要がある。 施設の整備（LED化等）が必要。 省エネ最適化診断を実施する。
		公民館	順次指定管理を行っていく。	○			<ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月会議において公民館条例の一部を改正済み。 西住公民館 令和5年3月LED化完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理に向けて公募基準の作成が必要となる。 指定管理することについての住民理解を得る必要がある。 施設の整備（LED化等）が必要となる。
広域化	〔H28〕 水道事業経営基本計画 〔R7〕	水道事業	安定的な経営のため、広域化を目指す。		○	令和4年度より導入されたみやぎ型管理運営方式の経営状況を当面注視する。	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携検討会地域部会が開催され、水道施設の広域化や共同化が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に県が「水道広域化推進プラン」を策定した。 県及び関連市町との調整が課題。
		〔R3〕 下水道ストックマネジメント計画 〔R7〕	下水道事業	安定的な経営のため、広域化を目指す。		○		<ul style="list-style-type: none"> 宮城県下水道事業広域化・共同化検討会が開催され、下水道施設の広域化や共同化が検討されている。
除却	個別施設計画	旧勤労青少年ホーム	施設廃止済み。除却。	○		建物の老朽化が著しく、高度の危険性が認められた場合に解体する。	<ul style="list-style-type: none"> 順次資材の移動、処分開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性と消防法の関係から、現在のシルバー人材センターの現場作業・休息所としての利用について検討する必要がある。
		旧羽山児童館	老朽化のため、廃止の方向で検討。	○		解体時期は今後検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に解体済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了
		槻木体育館	総合体育館建設後、施設を廃止し除却。	○		総合体育館建設後に地域や利用団体と調整し、廃止時期を検討。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度槻木保育所民営化計画により、槻木体育館を解体・整地する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震が不十分である
	〔R1〕 学校等施設の個別計画 〔R40〕	槻木中学校（プール）	宮城県仙南総合プール利用につき、既存のプールを廃止・除却。	○		財政状況を勘案し、10年以内に適宜解体する。	<ul style="list-style-type: none"> 未調整 	<ul style="list-style-type: none"> 解体費用や跡地利用について検討する必要がある。
船迫中学校（プール）	<ul style="list-style-type: none"> 未調整 	<ul style="list-style-type: none"> 解体費用や跡地利用について検討する必要がある。 						
除却	〔R3〕 公営住宅等長寿命化計画 〔R12〕	土手内町営住宅	老朽化に伴い廃止・除却。	○		建物の老朽化が著しいか又は居住者の利用状況を検討し、10年以内に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 10年以内に廃止・除去する方針であることを令和3年1月に、入居している6世帯すべてに通知した。 全世帯が町の方針を了承した。 令和5年7月 移転先意向確認の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 移転先意向確認の結果、移転希望者は5世帯中1世帯だった。 廃止・除却が決定した場合、入居者4世帯（R6.3現在）の移転先の確保。

※上記以外の施設については今後10年間、現状の機能を維持できるよう事後保全を図るものとします。